第２節　存続しない担保権

更生会社の財産につき存する担保権のうち、別表17「存続しない担保権一覧表（不動産）」記載の担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。本章第１節に掲げる担保権以外の担保権で、更生計画に記載されていない一切の担保権は、更生計画認可決定時にすべて消滅する。

存続しない担保権にかかる担保権者は、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。存続しない担保権にかかる担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。ただし、担保権者の商号又は住所の変更等に伴う変更登記のために要する登録免許税等の費用は当該担保権者の負担とする。

第６章　株主の権利の変更と募集株式の発行

第１節　株主の権利の変更

１　更生会社による株式の取得

更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について文芸社又は裁判所の許可を得て管財人が指定する者が出資の履行をした日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式すべて（６万株）を無償で取得する。

２　発行済株式の消却

更生会社は、本節１に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式すべて（本節１に基づき取得した自己株式６万株）を消却する。

３　資本金の額の減少

⑴　更生会社の資本金の額を以下のとおり減少させる。

減少すべき資本金の額　金3000万円

⑵　効力発生日

資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について文芸社又は裁判所の許可を得て管財人が指定する者が出資の履行をした日に、その効力を生ずる。

第２節　募集株式の発行

１　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり、新たに払込みを受けて募集株式を発行する。

⑴　募集株式の種類　普通株式

⑵　１株の払込金額　金５万円

⑶　募集株式の数　1400株

⑷　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

更生計画認可決定確定日以降、同日から１か月を経過する日までの間

⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金　金7000万円

増加する資本準備金　金０円

２　募集株式の割当

募集株式は、すべて文芸社又は裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。

第７章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、手持資金、募集株式の発行による払込金及び裁判所の許可を得て行う借入金等によるものとする。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を上回る営業収益等が生じたときには、更生計画の遂行に必要な費用並びに更生会社の運営に必要な運転資金及び設備投資金に充当する。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　支払済共益債権

更生手続開始決定日から基準日（平成23年２月28日）までに支払った共益債権は、別表19「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、総額１億4078万2805円である。

２　未払共益債権

基準日（平成23年２月28日）現在の未払共益債権は、別表19「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおり、総額１億5146万2723円である。

３　共益債権の弁済方法

上記２の未払共益債権及び平成23年３月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時支払う。

第８章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において訴訟、和解又は調停等を遂行し、和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は、会社において各々適正妥当な解決を図るものとする。

第９章　少額更生債権の弁済

更生会社が、更生手続開始決定後に弁済した少額債権はない。

第10章　定款の変更

定款の一部を別表20「定款変更表」のとおり変更する。ただし、定款第５条の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力発生の時に生ずるものとする。

第11章　役員の選任等

第１節　役員の選任

１　役員の選任

役員を次のとおり選任する。

⑴　取締役

瓜谷　綱延

船場　政行

原　ひろみ

⑵　監査役

海老沼貴宏

２　代表取締役の選定

次の者を代表取締役に選定する。

住所東京都世田谷区北沢２丁目20番17号

瓜谷　綱延

第２節　取締役・監査役の任期

前記取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定日から１年又は同決定日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。

第３節　役員の変更、補充又は増員

前記の任期内に、役員を変更、補充又は増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定する。

変更、補充又は増員された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

第４節　新役員の報酬

新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法第72条第４項前段の規定による裁判所の決定に基づき新役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条第２項の規定により、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。

第12章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事実はない。

別紙「ゴルフ会員の取扱い」　省略

別表１ないし20　省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２２年（再イ）第１８６１号

東京都世田谷区玉川台２―28―５―204

再生債務者　木口　英寿

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第１７３７号

東京都足立区六月１―15―15―501

再生債務者　磯崎　　剛

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月29日

東京地方裁判所民事第20部